

(令和7年6月24日時点)

大豆供給円滑化推進事業に係るQ&A

令和7年6月

本 Q&A は、本事業の考え方を示すとともに、交付等要綱、実施要領等の各種規定を補足的に説明するものです。今後、事業執行状況を踏まえ、内容を修正する可能性がありますので、適宜、最新版を御確認ください。

番号	問	答
(1 全般)		
1-1	実績報告の際に準備すべき資料(要綱、要領にあるもの以外)は他にありますか。	・ 支払い経費ごとの内訳を記載した資料や帳簿の写し等の対外的に取組内容を説明できる資料を整理してください。 ・ また、事業実施主体においては、資材購入伝票、写真等の証拠書類及び会計関係書類（見積書、納品書、請求書、領収書等）を5年間保管ください。
1-2	事業実施計画書の(2)ウで「販売予定先」を記載することとなっていますが、販売する見込みが立っていないので記載することができません。 また、記載した販売予定先にだけ必ず販売する必要があるのでしょうか。	・ 販売先の見込みが立っていない場合は、事業を申請することはできません。 ・ なお、合理的な理由がある場合については、計画で記載した販売予定先以外に販売することは可能です。
1-3	実施経過報告書について、事業実施年度の9月末までに提出するものと記載されているが、具体的にはいつ提出すればよいのでしょうか。	・ R7年の9月末までに対象大豆を保管する倉庫が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、保管する倉庫が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、保管する倉庫がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長に提出してください。
1-4	終了時報告書と実施経過報告書について、必要に応じて公表するとありますが、どの情報まで公表されるのでしょうか。	・ 個社等を特定できない形で、事業の対象となった大豆の産地、粒別、銘柄、数量等を公表する予定です。
(2 対象経費)		
2-1	事業実施主体が対象大豆を販売する際の運搬費と荷役料は補助対象となりますか。	・ 事業実施主体が行う販売関係の費用は補助対象外となります。

2-2	事業実施主体が対象大豆の調整保管のため、保管場所を複数回移動した場合、運搬費と荷役料は補助対象となりますでしょうか。 また、事業実施主体が自ら運搬を行った場合も補助を受けることができますか。	- 販売予定先の求める荷姿（フレコン等）に変更する場合や保管倉庫の空き状況など合理的な理由がある場合に、複数回保管場所を移動した際に掛かった運搬費と荷役料（荷姿変更費用を含む）は補助対象となります。 - また、事業実施主体が自ら運搬や荷姿の変更を行う場合については、事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者（アルバイト等）に対して支払う賃金等についてのみ補助対象となります。
2-3	保管費用が掛からない場合も、定額補助を受けることができますのでしょうか。	事業実施主体が経費を負担していることが条件となっており、保管経費に係る領収書等を提出する必要がありますので、定額補助を受け取ることはできません。
（3 事業実施主体・申請方法）		
3-1	本事業はどのような事業実施主体を想定していますか。	農協や豆問屋等の大豆の流通業者を想定しております。
3-2	大豆の加工も行っている大豆流通業者は事業実施主体になりますか。	事業実施主体になり得ます。
3-3	計画の申請段階では、令和8年に販売を予定していましたが、取引先が見つかったため、令和7年11月30日より前に販売してもよいでしょうか。	令和7年11月30日まで販売しないことを事業の対象としていますので、販売した場合は補助対象外となります。
3-4	複数の都道府県で本事業を実施する場合は、どこに計画等を申請すればよいでしょうか。	原則として、対象大豆を保管する倉庫が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、保管する倉庫が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、保管する倉庫がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長に申請してください。

(4 事業対象)		
4-1	対象大豆について、今後購入予定の見込み数量で申請してもよいでしょうか。	- 不落になった対象大豆を購入している、もしくは売買契約書を結んでいる状態で申請してください。 - なお、事業の実施要件を満たしたものが事業対象となるので、保管を開始した日以降かつ所有権を移転した日の期からが保管料の補助対象となります。
4-2	生産者から販売委託を受けた大豆は対象となりますか。	生産者から販売委託されており、所有権が事業実施主体に移転していない大豆は補助対象外となります。
4-3	他府県産の大豆だけを保管した場合も補助対象となりますか。	保管する大豆は、どの産地の大豆であっても補助対象となります。
4-4	所有権はいつまでに移転すればよいのでしょうか。計画申請時には全て購入する必要がありますのでしょうか	原則として、計画申請時から1か月以内に全て購入して所有権を移転してください。なお、合理的な理由があり、そのような対応が不可能という場合については、個別にご相談ください。
4-5	実施要領第2「事業の対象」で対象外とされた倉庫以外で、国から支援を受けて整備した倉庫で保管した場合は補助対象となりますか。	麦・大豆保管施設整備事業（令和2年度補正予算、令和3年度補正予算）、国産小麦供給円滑化事業のうち国産小麦安定供給強化対策（令和4年度一般予備費）、産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（麦・大豆）のうち麦・大豆ストックセンター整備対策（令和4年度補正予算、令和5年度補正予算）で国から支援を受けて整備した倉庫以外であれば、補助対象となり得ます。